

静岡県受動喫煙防止条例の概要

1 目的

- ◆ 健康寿命延伸のために、受動喫煙を避けることができる環境を整備し、健康被害を未然に防止する。

2 責務

- ◆ 県：受動喫煙防止に向けた総合的な施策の策定、情報提供、普及啓発
- ◆ 県民：受動喫煙の影響に係る理解の促進、喫煙する場合の他者への配慮
- ◆ 保護者：未成年者の受動喫煙を未然防止
- ◆ 事業者：受動喫煙防止のための環境整備
- ◆ 保険者：保健事業等を通じた受動喫煙の防止及び健康増進

3 取組

(1) 学校等の敷地内禁煙

- ◆ 受動喫煙による健康被害を受けやすい子どもを守る
(努力義務)

(2) 飲食店における標識掲示

- ◆ 「禁煙」、「分煙」又は「喫煙可」を出入口に掲示することを義務付ける（指導・勧告に従わない悪質な場合は、店名公表）